

当協会は「一般社団法人情報科学技術協会」になりました

公益法人に関する制度改革に関して、平成 20 年 12 月に公益法人制度改革関連の法律が施行され、現在の公益法人は、施行後 5 年以内に「公益社団・財団法人」か「一般社団・財団法人」に移行することとされています。

当協会は 2010 年度より移行検討を進め、2011 年 5 月 27 日の第 54 回通常総会において一般社団法人への移行につき審議承認を経て、内閣府の公益認定等委員会に、一般社団法人への移行認可を申請し手続きを進めてきました。今般、諸手続きが完了し、2012 年 4 月 1 日に「一般社団法人情報科学技術協会」として登記されましたので、お知らせします。

一般社団法人移行の主な変更点

- ①公益事業以外の収益事業へ柔軟な展開ができます。公益事業比率を意識せず事業活動ができます。
- ②税制上の優遇措置はないが、税法上の非営利型を選択したので従来と比べ不利益とはなりません。
- ③会員構成を変更しました。
 - (a) 正会員(旧普通会員)
 - (b) 維持会員 現行に同じ
 - (c) 特別会員 現行に同じ
 - (d) 準会員(旧学生会員) 但し社会人学生を除く。総会議決権を有しない。以上のうち(a)、(b)、(c)を法人法上の「社員」とします。
- ④総会、理事会の定足数を変更しました。
 - ・総会定足数； 会員の過半数以上を社員の 1/3 以上としました。
 - ・理事会定足数； 理事の 2/3 以上から過半数としました。 但し委任状は認められません。
- ⑤評議員会を廃止し、諮問委員会としました。
- ⑥役員 の損害賠償責任の一部免除を追加しました。
- ⑦行政庁への事務対応負荷が大幅に軽減されます。

今後の予定

- 2012 年 5 月 「社員総会」を開催し、理事および監事の選任、事業報告および決算の承認を頂きます。
- ・理事および監事の任期については現行に準じます。
 - ・評議員は廃止され諮問委員に代わります。今回は過渡期であるので、理事・監事と併せて評議員の選挙を行い、総会后、留任評議員と併せて、会長が諮問委員として委嘱します。

2012 年 4 月 1 日

一般社団法人情報科学技術協会
会長 小野寺夏生